

滋賀県税条例の一部を改正する条例案について

1 趣旨

滋賀県税制審議会の答申を受け、法人県民税の法人税割の特例措置（超過課税）について、その適用範囲を拡大した上で適用期間を5年間延長するために、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を改正することとしました。

2 概要

- (1) 法人県民税法人税割の超過課税について、税率はそのままに適用期限を5年間延長することとしました。

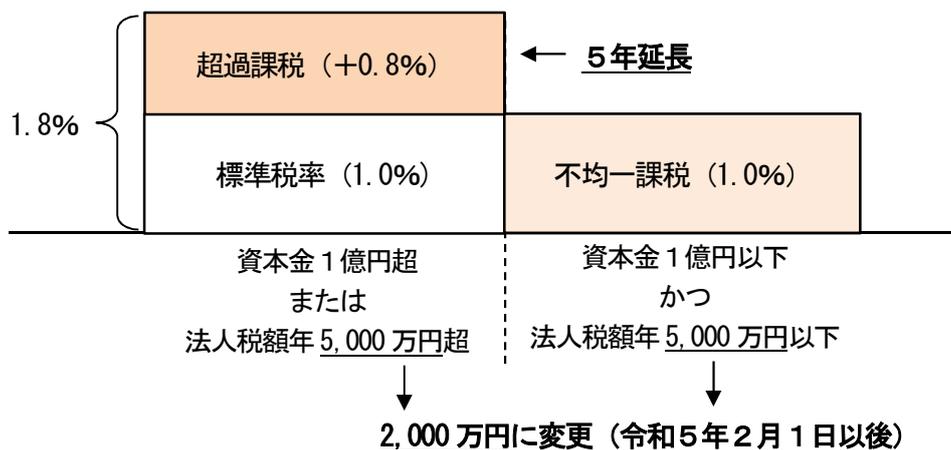
現 行：令和3年1月31日までの間に終了する各事業年度分

改正後：令和8年1月31日までの間に終了する各事業年度分

- (2) 不均一課税の適用対象となる法人税額要件を引き下げることにしました。

現 行：資本金1億円以下かつ法人税額年5,000万円以下

改正後：資本金1億円以下かつ法人税額年2,000万円以下



- (3) 所要の規定の整理を行いました。

3 施行期日

2 (1) は公布の日から施行

2 (2) は令和5年2月1日から施行

滋賀県税条例の一部を改正する条例の専決について

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布されたことを受け、改正が必要となる滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の規定のうち、令和2年4月1日に施行すべき規定等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づく専決により改正することとしました。

2 概要

(1) 個人の県民税

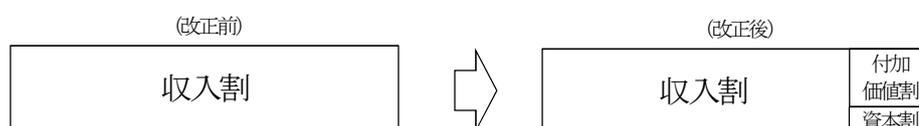
- ア 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用停止期限を令和5年3月31日まで延長することとしました。（付則第12条関係）
- イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置の適用期限を3年延長することとしました。（付則第13条の2関係）

(2) 法人の事業税

電気供給業のうち小売電気事業等および発電事業等に係る課税方式等について、見直しを行うこととしました。（第37条関係、第38条の3関係）

【資本金1億円超の法人】

(改正前) 収入割 1% → (改正後) 収入割 0.75% 付加価値割 0.37% 資本割 0.15%



【資本金1億円以下の法人等】

(改正前) 収入割 1% → (改正後) 収入割 0.75% 所得割 1.85%

(3) 不動産取得税

ア 特例措置の適用期限の延長

- (ア) 宅地建物取引業者等が保有する譲渡前の新築住宅に係る課税の時期に関する特例措置：令和4年3月31日（付則第7条の4）
- (イ) 一定規模の住宅用土地の取得から住宅の新築までの期間における税額の減額に関する特例措置：令和4年3月31日（付則第7条の4）
- (ウ) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が一定の選定事業により取得する公共施設等の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置：令和7年3月31日（付則第8条関係）
- (エ) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準に関する特例措置：令和4年3月31日（付則第8条関係）

- (オ) 中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る課税標準に関する特例措置：令和4年3月31日（付則第8条関係）
- (カ) 都市再生特別措置法に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地に係る課税標準の特例措置：令和4年3月31日（付則第8条関係）
- (キ) 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置：令和4年3月31日（付則第8条関係）

イ 特例措置の廃止

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により取得する国立大学の校舎の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置を廃止することとしました。（付則第8条関係）

(4) 軽油引取税

電気供給業を営む者が汽力発電装置の助燃の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置を廃止することとしました。（付則第10条の2の6関係）

(5) その他

その他所要の規定の整備を行うこととしました。

3 施行期日

令和2年4月1日。ただし、2(5)の一部は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしました。

滋賀県税条例の一部を改正する条例について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るための地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い必要な改正を行うため、滋賀県税条例（昭和 25 年滋賀県条例第 55 号）の一部を改正することとしました。

2 概要

(1) 徴収猶予の特例措置

収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで 1 年間、徴収猶予を適用できる特例が、地方税法において設けられました。

これを受けて、県税条例の一部改正では、現状の徴収猶予について定めた手続規定を、今回の特例に準用するための、必要な規定の整備を行うこととしました。（付則第 27 条関係）

現状（財産の損失が生じていない場合）（注）	特例（案）
○ <u>事業につき著しい損失を受けた場合で、一時に納付・納入することができないと認められるときに、徴収を猶予する。</u>	○ <u>令和 2 年 2 月から納期限までの一定の期間（1 か月以上）において収入が大幅に減少（前年同期比概ね 20% 以上の減少）した場合で、一時に納付・納入することができないと認められるときに、徴収を猶予する。</u>
○原則として、担保の提供が <u>必要</u> 。	○担保は <u>不要</u> 。
○延滞金は <u>軽減</u> （年 1. 6 %）	○延滞金は <u>免除</u> 。

（令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに納期限が到来するものについて適用）

（注）新型コロナウイルス感染症の影響により財産に損失が生じた場合は現状でも延滞金は免除

(2) 不動産取得税の特例措置

中古住宅を耐震改修して入居した場合の不動産取得税の減額に関する特例措置について、取得の日から 6 月以内に居住の用に供することを求める適用要件を弾力化し、一定の要件を満たす場合には、入居が 6 月経過後日後になった場合においても認めることとしました。（令和 3 年度末入居分までの特例措置）（付則第 28 条関係）

3 施行期日

公布の日

滋賀県税条例の一部を改正する条例について

1 趣旨

令和2年度税制改正および新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に係る地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い必要な改正を行うため、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を改正することとしました。

2 主な改正内容

(1) 令和2年度税制改正関係

ア 個人の県民税

未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦（寡夫）控除の見直しに伴い、所得控除にひとり親控除を加える等所要の措置を講ずることとしました。（第19条および第21条関係）【令和3年1月1日施行】

<所得控除見直しの概要>

本人所得		～500万				500万～			
配偶関係		死別		離別		死別		離別	
性別		女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
扶養親族	有子	30	26	30	26	26	-	26	-
	有子以外	26	-	26	-	26	-	26	-
	無	26	-	-	-	-	-	-	-

現行

寡婦(寡夫)控除

本人所得		～500万				500万～					
配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親		死別		離別	
性別		女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
扶養親族	有子	30	30	30	30	30	-	-	-	-	-
	有子以外	26	-	26	-	-	-	-	-	-	-
	無	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-

改正後

単位：万円

寡婦控除

ひとり親控除

イ 県たばこ税

軽量の葉巻たばこの課税方式を(ア)および(イ)のとおり段階的に見直すこととしました。（第40条の3関係）

(ア) 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間は、1本当たり0.7グラム未満の葉巻たばこについては、1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算して課税します。【令和2年10月1日施行】

(イ) 令和3年10月1日以後は、1本当たり1グラム未満の葉巻たばこについては、1本をもって紙巻たばこの1本に換算して課税します。【令和3年10月1日施行】

(2) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置関係

ア 個人の県民税

(ア) 所得税において、新型コロナウイルス感染症等の影響により中止等となった文化芸術・スポーツに係るイベントのうち文部科学大臣が指定するものについて、納税義務者が当該イベントの主催者に対する入場料等の払戻請求権を放棄した場合には、その放棄した金額について寄附金控除の対象とする制度が設けられ、個人の県民税においても、寄附金税額控除の対象とされたことから、本県においては、所得税で対象となるイベントの全てを当該控除の対象とすることとしました。（付則第28条関係）【令和3年1月1日施行】

(イ) 所得税において、新型コロナウイルス感染症等の影響により入居が遅れた場合に係る住宅ローン控除の入居要件を1年間弾力化する等の特例措置が設けられたことから、個人の県民税においても、当該措置に合わせた所要の措置を講ずることとしました。(付則第29条関係)【令和3年1月1日施行】

イ 自動車税

自家用乗用車に係る自動車税環境性能割の税率を、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得したものに限り1%分軽減する特例措置について、その適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とすることとしました。(付則第10条の2の11関係)【公布日施行】

3 その他の改正内容

ア 個人の県民税

(ア) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長することとしました。(付則第6条関係)【公布日施行】

(イ) 個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合には、その年中の当該譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除することとしました。(付則第13条関係)【令和3年1月1日施行】

(ウ) NISA制度の見直しに伴い、特定非課税累積投資契約に基づき非課税口座内上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に係る個人の県民税について、当該非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等所要の措置を講ずることとしました。(付則第14条の3の2関係)【令和3年4月1日施行】

(エ) ジュニアNISAが令和5年末で終了することに伴い、未成年者口座管理契約に基づき未成年者口座内上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に係る個人の県民税について、令和6年1月1日以後は、当該個人に契約不履行等事由(制限に反する払出し等)が生じた場合であっても、遡及課税しないこととしました。(付則第14条の3の3関係)【公布日施行】

(オ) 扶養控除の対象となる親族の見直しに伴い、調整控除について所要の措置を講ずることとしました。(第21条関係)【令和6年1月1日施行】

イ 法人の県民税

(ア) 敷地分割組合について、収益事業課税とすることとし、併せて課税免除の対象とすることとしました。(第17条および第27条の9関係)【マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日】

(イ) 国税における連結納税制度の見直しに伴い、所要の措置を講ずることとしました。(第17条の2、第29条、第30条および第35条ならびに付則第15条および第16条関係)【令和4年4月1日施行】

ウ 法人の事業税

国税における連結納税制度の見直しに伴い、所要の措置を講ずることとしました。(第38条の2および第38条の5関係)【令和4年4月1日施行】

エ その他

その他所要の規定の整備を行うこととしました。

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

1 趣旨

地方活力向上地域における地方税の課税免除および不均一課税に伴う減収補てんに係る省令の適用期限が延長されたこと等を踏まえ、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和 41 年滋賀県条例第 14 号）の一部を改正しようとするもの。

2 地方活力向上地域における県税の軽減措置の概要

地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に規定する移転型事業（注 1）および拡充型事業（注 2）の対象となる地方活力向上地域内において、知事の認定を受けた事業者が、認定を受けた日以後 2 年を経過する日までに、一定の設備（取得価額の合計額が原則 3,800 万円以上のもの）を新設または増設した場合に、次の表のとおり、軽減措置を講じている。

（注 1）移転型事業とは、地域再生法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する、東京 23 区内から、本社または主たる事務所等を地方活力向上地域内に移転して整備する事業をいう。

（注 2）拡充型事業とは、地域再生法第 17 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する、地方活力向上地域内において本社または主たる事務所等を整備する事業（移転型事業を除く。）をいう。

	移転型事業	拡充型事業
不動産取得税	課税免除	税率×1/10
事業税	(1年目) 標準税率×1/2 (2年目) 標準税率×3/4 (3年目) 標準税率×7/8	(軽減措置なし)

※ 本県においては、その財政力指数から、移転型事業に係る減収分は交付税措置の対象となるが、拡充型事業に係る減収分は交付税措置の対象とならないものの、近隣府県との立地競争力を維持するために、拡充型においても軽減措置を実施している。

3 改正の概要

【現 行】

地域再生計画の認定公示日（平成 28 年 3 月 23 日）から**令和 2 年 3 月 31 日まで**の間に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が対象。

【改正後】

地域再生計画の認定公示日（平成 28 年 3 月 23 日）から**令和 4 年 3 月 31 日まで**の間に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が対象。

4 施行期日等

公布日

ただし、令和 2 年 4 月 1 日まで遡って適用する。

滋賀県本社機能移転促進プロジェクト 対象地域：滋賀県全域

● 試験・研究機関

■ 大学・短期大学

--- JR線

--- 私鉄道

— 国道

— 高速道路

■ 地方活力向上地域

